

アジュディケーターとしての抱負

大成建設株式会社

アジュディケーター 大場邦久

質問者A：「このたびディスプレイット・エデュケーターに
なられたそうですね」

筆者：「いえエデュケーターでなくアジュディケーター
です」

A：「アジュディケーター？そりゃなんですか？」

筆者：「紛争の裁定人です」

A：「それでは御社の建設紛争で会社の為にご活躍
されるのですね」

筆者：「残念ながら自分自身が所属する会社に関する
建設紛争に対し私が裁定人になるのは中立性の
観点から不可能です」

2011年6月にAJCEのDispute Adjudicatorに登録し
てから、しばしば同様な会話が繰り返された。無理もな
い。Adjudicateという英単語は誰でもが知っているもの
ではなく、またDispute Adjudication Board (DAB) 制度
も1999年版のFIDIC Red Book からだとするとせいぜ
い数十年の歴史しかない。しかし今後DABは国際建設
紛争解決の主要手段として確実に定着していくのでは
ないだろうか。

かつて筆者を含め多くの人が海外工事における利益
の源泉はクレームを強力に推し進めることであり、その
ためには確固たるクレーム論拠を構築することであると
信じていた。この論理に間違いはない。しかし、エンジ
ニアに対するクレーム提出とエンジニアの査定に対する
不満表明を経てArbitrationを行った場合の時間と経費
のロスが莫大なものになる事実には多くのコントラクターは
呻吟していた。

DABはArbitrationに至る前に紛争の芽を刈り取って

しまうことを究極の目的としており有効に機能すればコ
ントラクターだけでなく発注者にとっても経済的・時間的
負担を軽減するものである。Sue Happy Societyである
アメリカ合衆国でさえもDABに似た機能を持つDRBが
すっかり定着し紛争を未然に解決している事実がその
有用性を物語っている。

コントラクター・発注者双方から信頼され紛争の事前
解決と裁定を託されるAdjudicator個人に求められるの
は契約約款に対する知識にもましてNeutrality,
Impartiality and Independence、つまりコントラクターと発
注者双方に対する絶対的な中立性である。神ならぬ人
の子として言うは易く行うは難しいが、この中立性に疑
義をはさまれるようになるとDABそのものが機能しな
くなる。理想的にはDAB構成員は発注者、コントラクター、
エンジニアとは別の国籍を有する者でそれぞれが別国
籍の人間により構成されるべきである。たとえば英国の
コントラクターがドイツのエンジニアのもとで中国の工事
を行う時に3名で構成されるDABが日本人、アメリカ
人、イタリア人から構成されればよいのであるが現実
にはなかなか理想どおりには行かないようである。

JICAによるFIDIC Red Book MDB版の採用により紛争
解決にDABが寄与する機会は増大し、将来はDAB自
体がなんら珍しいものではなくなるとともにAdjudicator
の需要は高まり現在登録している人数では対処が難し
くなると思われる。筆者自身、今後DABの一員として
中立性を保ちながら建設紛争の事前解決に貢献するこ
とができれば最大の喜びであります。また、国際工事に
携わった多くの経験者たちがAdjudicatorに登録される
ことを切望します。

アジュディケーターの抱負

社団法人海外建設協会

アジュディケーター 加藤 武

本年6月にAJCEアジュディケーター・リストへの登録が承認され、その重責に改めて気を引き締めているところです。

ご承知のようにFIDIC 1999年版契約約款では紛争裁定委員会(DAB)のシステムが導入され、国際協力機構では2009年6月にFIDIC MDB版の採用が決定され、今後このシステムが普及されてゆくと思われま

す。海外建設工事では、発注者・請負者間との契約上のトラブル・クレーム、紛争が生じることが多いことは否めません。

私が海外工事で初めてクレームという問題に直面したのは、1975年マレーシア半島北部山岳地での水力ダム建設現場で、共産ゲリラによる現場襲撃事件により数名の犠牲者が出、工事中断となり、この解決の為に本社で急遽組成されたクレームチームの一員として現地へ乗り込んだ時でした。工事再開のため軍隊派遣要請、工事中断による工期延長と工事促進の追加費用クレームの提出と、カナダ人エンジニアによる査定のプロセスを経、発注者はこれを否認し、紛争へと発展してゆきました。

これを契機として、契約書類全体特に契約条件書(FIDIC)の理解、クレームの手法、語学力(特に書く力)そして交渉力を身に付けることの重要性を明確に理解することができました。

上記過程の途上、中米エルサルバドルの国際空港建設土木工事が受注され、契約管理を担当し、エンジニアとの日常の通信から始まり、まもなく掘削土量の支払い方法、図面と仕様書の矛盾や曖昧な記述、承認施工計画書と異なるエンジニア指示などに関わる種々のクレームが発生しました。当時はクレームに関する文献を入手するにも困難な時代でした。幸いこれらの問題は施工中に全て協議により解決に至りました。この間常に「正当性」とは何かということが頭にあり、プロジェクト完了後、米国の大学院で2カ年勉強する機会を得ました。エンジニアリング・マネジメントの学部

で、国際建設の諸問題・CPM/PERTによる工程管理・地質工学等の他、法学部の建設契約に関する講座をとり、卒業論文は「国際建設契約と交渉」としました。

卒業後、マレーシアの火力発電所建設土木工事に配属され、契約管理を担当し、多量の設計変更による複合的な工期延長と工事促進、図面・仕様書の矛盾、エンジニア指示、現場事情変更、仕様変更による新単価設定などに関わることの種々のクレームが発生し、エンジニアや発注者と粘り強い交渉が必要となりました。この工事終盤に入った頃、スリランカ出張の命を受けました。これは中部未開地での灌漑用水路土木工事で全体4期工事の内、既に2期工事途上であり、工事は基本的に切盛りバランスする土工計画となっていました。盛土材料が切土から十分に得られず、計画より約5倍の遠距離から運搬し、また工事促進策も取られていました。予見できない物理的条件を中心とする追加費用と工期延長の1・2期クレームは3期施工中に妥結され、引続き3・4期クレームは4期工事が終了する頃に妥結され支払われるに至りました。

その後も本社で契約管理を担当し、水力発電所工事(インドネシア・コロンビア)・トンネル工事(ベトナム・マレーシア)や、建築工事では高層ビル(マレーシア)・病院(トルコ)・工場(米国)などのクレーム書作成と交渉・解決の任にあたりました。幸いに私の担当したプロジェクトでは、仲裁などに至らず、全て交渉により問題解決することができました。誠意をもって事に当たり、相手の主張もしっかりと聞き、正当と信ずることは根気よく主張してゆくことを本旨としてきましたが、出来ることなら膨大なクレーム書作成や交渉に多大な時間とエネルギーを費やさず、請負者・エンジニア・発注者が施工管理に集中できることが理想です。今回のシステムでは、DABがプロジェクトチームの一員となって契約上の紛争を未然に防ぐことが大きな役割であり、微力ながらその一助となることができれば幸いと願っております。

Dispute Board メンバーとなる日に向けて

株式会社 Kaido & Associates
アジュディケーター 海藤 勝

海外プロジェクトの工事及び建設紛争解決の経験を生かして仲裁士の資格を得て仲裁人の仲間(英国仲裁人協会フェロー)に加わり、日系建設企業(コントラクター・建設コンサルタンツ)の係る建設紛争の解決に携わる者として今回の AJCE Adjudicator List に登録されたことを非常に光栄なことと感じております。特に JICA 融資プロジェクトの工事の設計・施工に係る紛争解決のための DB Resolution / Adjudication に参加できる機会を得られるのは非常に有意義なことと思っています。

建設契約コンサルタントとして現在2つの建設紛争に関係しています。一つは、コモンスローカントリーにおける FIDIC 1999 Yellow による道路工事(自国ファイナンス)においてコントラクターのエキスパート アドバイザーとして Dispute Adjudication Board (DAB) への付託・審議や仲裁への付託・審議に係っております。発注者の不当介入によるジ・エンジニアの権限の制約、契約にて定められた手続きに関してのジ・エンジニアの理解不足と力量の欠如のため、契約書の解釈およびクレイムの査定をめぐる紛争(dispute)になっています。更に、Ad-hoc DAB (1人メンバー)は当該国出身者のため、その決定(decision)は残念ながら発注者に偏向したものになっているといえます。このような状況では当事者の権利と義務が不当に歪められ契約における正義が為されていないのではないかと感じております。

もう一つは、シビルローカントリーにおいて、ジ・エンジニアのコントラクト アドバイザーとして FIDIC 1987 Red (一部 FIDIC 1999 Yellow を導入・修正)による水力発電プロジェクト(JICA 融資)において工事変更の査定、クレームの査定そして紛争の解決に係っています。ジ・エンジニア(発注者のインハウス エンジニアがこの職位にいる)は契約規定およびシビルコード(民法典)に従って in good faith に変更工事やクレイムの公正な査定を行ってきています。コントラクターは、クレーム書類等の提出や査定の手続きを十分に理解できずに且つ必要書類の作成・提出を意図的に遅らせ、クレイムの正当化も主張も現地の弁護

士まかせで、ジ・エンジニアのタイムリーな査定に支障をきたし、結局はジ・エンジニアの査定に不服として紛争になり仲裁になっています。このような状況は発注者およびジ・エンジニアにとって不公正であり契約における正義が為されていないのではないかと感じています。

FIDIC MDB 版を使用する JICA 融資プロジェクトにおいて Disputes を回避又は最小化するには、先ずジ・エンジニアは発注者の不当介入を許さず、Natural Justice のルールを遵守し、契約に定められた手続きに従って両当事者に対し fair determination を為すことであり、次にコントラクターは契約上の手続きを守り、発注者はジ・エンジニアに対する約定の the Employer's specific approval (該当承認事項は Particular Conditions に明示のある場合)を不当に留保したり拒否したりしないようにすることであると考えられます。

“Dispute is a consequence of lack of communication” といわれています。そしてこの communication は、約定の手続きをよく理解し、同じ言葉(same language)で意思の伝達を行うことによって可能になり、当事者は紛争に至る前に解決策を見出せるものと思います。そして Dispute Board (DB) がその触媒(Catalyst)になれることと思います。

立場の違いから意見の相違が生じるのは避けられないが、これを解決するには、DB は公正に契約図書を解釈し、事実を正しく把握し、その時のあらゆる状況を考慮して engineering judgment and/or contractual judgment を行い両当事者にとって正義が為されるようにしなければならないと思います。

このように正義がなされて初めて Adjudication あるいは DB Resolution は不公正、不正義に対する両当事者の primary Safety Net として機能すると考えられます。当然のことながら仲裁は ultimate Safety Net ということになります。

DB メンバーとして、両当事者にとっての“公正さ”を追求し、契約における“正義”が為されるように DB が機能するように努めていく覚悟でおります。

ジ・エンジニアからアジュデケーターへ

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

アジュデケーター 眞井隆二

■はじめに

私の技術者としての経歴は1979年にコントラクターとして赴任した香港に始まり2002年までの間、施工管理や清算業務を担当し、当時香港では極普通に行われていた調停や仲裁を経験した。その後2002年よりコンサルタントに転職する機会を得てバングラデッシュ、ベトナムでODAプロジェクトに従事し、現在'87年版FIDIC契約下のthe Engineerとしてプロジェクト監理を行っている。余暇の殆どなかったバングラ時代に『仲裁人Diploma』通信教育を2年間受講し2005年英国仲裁人協会会員となった。昨年は幸運に恵まれDispute Board (DB) Adjudicatorの講習会及び審査に参加し、今回念願の合格通知を受ける事が出来た。AJCE会報『秋号』の発行に際しthe Engineerとしての私の経験と先のワークショップ期間中に学んだ事や今後の抱負などを述べてみたい。

■The Engineerを経験して

所謂三者スキームの一旦を担うthe Engineerは、設計コンサルタントがプロジェクト開始後も引き続き工事監理を行い、現場代表者(PM)が任命される場合が多く、その場合発注者とのコンサル契約に基づき、彼らの利益を守るアドバイザーであると同時に契約上のthe Engineerと言う2つの役を同時に演じなければならない。The Engineerの役割として工事が所定の品質で工期内に施工される様監督していく事は無論最も重要な業務の一つであるが、真にその技量が問われるのは、問題発生時の対応や、工事変更が必要となった場合、支払額、クレーム、工期延長の審査、査定等の場面で現れて来ると考える。その様な場面で私が常に心掛けているのは、『プロアクティブに』、『プロジェクトの為に』、『迅速に』、『説明責任を果たす』などであろうか。クレーム、支払い等の査定では与えられた裁量の中で『出来るだけ公平、公正に』を心掛けている。これらの場面は往々にして紛争に発展する可能性を秘めており、解決できなければ契約に基づき最終決定を出し、決定内容が当事者にとって不服な場合は係争へと進展する。これらのthe Engineerが行使できる権限の範囲は契約に明確に示されているが、多くの発注者は中立なthe Engineerの立場よりも彼らの利益を守るエージェントとしての役割を強要する場面が往々にしてあり、発注者との間で我々the Engineerの権限、裁量権に関する葛藤が契約期間中常に続いていると言っても過言でない。

■講習会で学んだ事そしてAdjudicatorに向けて

講習会で学んだ事の中で特に印象に残ったのは、the

Engineerのそう言った内在する弱点を補う形で形成され、代わって紛争に対する最終決定の役を担うDBメンバーに要求される『独立性』『中立性』と言った倫理観の高さと、その判断基準は自分の目にあるのではなく、他人の目にあると言う客観的な見方を養う必要性を学んだ。またthe Engineerの資質として歓迎されていた問題解決への積極的な態度にも注意が必要で、DBメンバーとなれば当事者への施工方法、契約等の助言は努めて控えなければならず、アドバイス好きな私としては十分注意が必要だと認識した。講師Sebastian氏が強調されていた、如何なる契約上の紛争の解決案は必ず契約書内に書かれてある、だから契約書を読み込めと言う言葉も非常に啓蒙的であった。期間中は連日頂く難問の回答を早朝迄に仕上げる為徹夜状態が続き非常に過酷な時間が続いたが、この厳しい状況こそが将来我々が実際に経験する疑似体験であると言う大本先生の言葉には、将来のDBメンバーの仕事の厳しさを予感させるに十分なものであった。只、私にはDB制度の導入に対して以下の懸念がある。一つは、未だに契約上のthe Engineerの権限も正確に理解出来ないでいたり、直ぐに特設委員会を立ち上げ紛争解決の権限を与えようとする実施機関が本当にDBの権限を尊重するであろうかと言う疑問。今一つは、本来常設DBが契約期間中を通して存在する事で係争を低減する機能が発揮される事を経費の点で果たして契約当事者に理解され、実際に常設DBを召喚するであろうかと言う懸念である。これらの懸念にはDBが存在するプロジェクトが多く経験されて行く中で、仲裁に持ち込まれる紛争も減り、たとえ仲裁に持ち込まれても結局DBの決定が踏襲されるというケースが積み重ねられる事によって徐々にDB機能が迅速でしかも経済的に紛争を解決してくれる制度であると理解されて行くものと期待する。各融資機関がFIDIC MDB版の採用を決定して未だ日が浅く我々日本人AdjudicatorがDBメンバーとして本格的に活動するプロジェクトが開始するにはまだ暫く時間が掛ると思われるが、私が抱くこれらの懸念を私自身が払拭する一助となれる様、またJICA, AJCEそしてご指導頂いた講師の方々の日本人Adjudicator発足の御努力に報いられる様、私が将来DBメンバーに選ばれるその日の為にAdjudicatorとしての技量・能力を高める努力を今後も日々続けて行かなければならないと気を引き締めている所である

アジュデケーターとしての抱負、他

株式会社建設技術研究所

アジュデケーター AJCE 国際活動委員会 鏑木 孝治

受験の動機—ちょっと前から考えていたこと

日本の ODA 事業において日本のコンサルタントとコントラクターの間の協力関係は正の方向で事業推進に貢献するのではなく、負の方向で反発する場合も多いと感じており、これを改善する機会があれば参加したいと秘かに願っていた。アジュデケーター(以下 AD と記す)は正に客先まで含めて事業を積極的に推進しようという制度であり、千載一遇の機会と思い受験し、幸い合格を果たし、最も重要な「実行」の機会を狙っている。

“契約社会は性悪説に基づいている” というのは本当だろうか？

日本で契約書に関する解説を読むと「契約社会は性悪説に基づいている」との文章を見ることが多いが、紋切型の先行概念が契約の遂行を妨げてはいないだろうか？実は私自身がこの先行概念に囚われていたのだが、同僚英国人の「契約というのは双方が如何に協力してプロジェクトを遂行するかの分担を書いた物」との解釈を聞いて、なるほどと得心した。見方を変えるだけで、物事は随分かわることもあり、是非一人でも多くのプロジェクト関係者と同様の見解を共有できればと願っている。

AD になるための講習と試験

以下では今後の応募者に役立つよう受験資格、講習、試験について以下に紹介したい。先ず受験資格だが、色々な要求事項(学歴/適切な職業上の資格保有/十分な職歴/紛争解決能力に係る特別な経験/英語に堪能/FIDIC の所用のセミナー 2 種類(後述)の受講)があったが、要は「AD としての能力がある」ことと理解できる。

講習と試験は 4 段階であった。すなわち① FIDIC の Module 1 (3 日間、FIDIC 契約の実際)、② FIDIC の Module 2 (2 日間、クレームと紛争の処理)、③ トレーニング・ワークショップ (4 日間、AD としての訓練)、④ (アセスメント・ワークショップ (3 日間、AD の試験を兼ねた訓練)である。①と②は最終審査の受験資格でもあり、JICA が各国発注者を対象として FIDIC 普及の為に実施した講演を傍聴する形で受講した。講義内容はごく基礎的なものであったが、受験への必要条件である以上、早期の段階で受講して自分の不十分な点を確認する等の利用方法があると思う。③と④は正に AD を養成し試験するためのもので、基本的に同じ内容の繰り返しと見ることができる。契約で求められる AD の役割が解説され、実際に担当した場合の業務に対して判断を含めて訓練が行われた。講義は朝から夕方 5 時までであったが、それから翌朝までが宿題の回答時間であった。とにかく宿題の量が多く、私の場合は最低 2 時間の睡眠をとったが、寝ていないのではと見られる人もいた。この過激な宿題は、現場で限られた時間内に適切な回答を出す能力を養成するためと後に解説を受けた。③の事前訓練で重要と思った点は、「FIDIC 約款に章毎の付箋を付け、疑問が生じた場合に索引を利用して即座に関連条文を探す」ことであった。付箋の威力は大きく、条文箇所を暗記していなくとも 1 分程度で関連条文に辿り着くことが可能となった。後は実際のケースに応じて条文を如何に適用するかだけである。④は試験の場でもあるが、同時に最後の 1 分まで能力開発の場と感じた。

最後に、どの程度の能力で合格できるのかが気になると思うが、FIDIC で一度契約を管理したことがあれば、2 回の受験でかなりの確率で合格できる程度と見ている。

Dispute Board とクレーム

株式会社日水コン

アジュディケーター 岡本 隆

最近「アダムスミス」(中公新書 堂目卓生著)を読んで、大変興味深く感じました。アダムスミスは「道徳感情論」において「胸中の公平な観察者」の存在を指摘し、それが公平な社会秩序を形成していくと述べています。同時に、人間の判断を誤らすのは「野心、競争そして、虚栄心」であるとしていますが、「胸中の公平な観察者」が優勢に機能しているなら社会正義を発展させ、繁栄の方向に進むと論じています。人間各個人の胸中には社会的に中立を保つという自律機能 Equilibrium があるということのようです。

我々が対象としている国際建設契約の世界はどうでしょうか。国際入札では、厳しい競争の下、野心的な価格と他の入札者の意表をつく入札を提示したものが落札者となる場合が多く、そもそも「胸中の公平な観察者」などというような Equilibrium は存在することが困難です。発注者は最初から疑いの目でコントラクターを観察し、コントラクターは同様に発注者を疑心暗鬼に感じることがほとんどです。建設期間を通して win-win という心境には中々ならないことが多いようです。

コントラクターから発注者へのクレームは、1. 発注者の支払遅延、2. サイトの引渡し遅れ、3. 予期せぬ地下条件の発現、4. 工期の延伸が契約の規定通りに行われない、などが典型的な例とされています。いずれも、FIDIC 契約約款 (FIDIC 契約約款のうち Multilateral Development Bank Harmonized Edition、“MDB 版”と呼称) では、それぞれ 14.8 条 (Delayed Payment)、2.1 条 (Right of Access to the Site)、4.12 条 (Unforeseeable Physical Conditions)、8.4 条 (Extension of Time for Completion) に明確な規定があります。また、これらに加えて 20.1 条 (Contractor's Claims) の規定に従って、その都度、問題が解決される仕組みになっています。FIDIC MDB 版の関連規定は明快で、規定の手続きに

従うなら、大きな紛争に発展する可能性は少ないといえます。

しかし、コントラクターは無理を承知、駄目元でクレームを行い、発注者は最初からクレーム潰しに躍起になっているのが現実ではないでしょうか。その結果、生じた諸問題はそれぞれの組織、個人の面子にかけて勝負することになってしまいます。そこでの旧来の解決法は、工事の終盤に一括してされる Global Claim あるいは Compound Claim でしたし、発注者とコントラクターの直接対決、それで解決しなければ仲裁裁判ということになってきました。

FIDIC MDB 版では、プロジェクトの最初の段階から発注者とコントラクターの合意に基づいて、DB (Dispute Board 紛争委員会) が設置される規定が設けられました。DB はプロジェクトの規模、内容によって 3 人又は 1 人で構成され、全工期を通じて定期的に現場を訪問し、プロジェクトのマネージメントを側面から観察、補助することになります。DB の役割はクレームが紛争に発展しないようにすることが第一義ですが、紛争になった場合でも小さなうちに速やかに処理することにあります。

私は、DB とはプロジェクトにおける「第三者としての公平な観察者」という存在であろうと思います。「第三者としての公平な観察者」が常に存在することが、契約当事者に公平な自律判断をするように促し、紛争に発展する前に契約当事者自身で問題を解決することにつながるのだと思います。その為には、DB メンバー自身が発注者とコントラクターに信頼されることが必要であり、知識と経験の他に、判断が公平であること、契約当事者のいずれに対しても中立であることが重要な要件となります。

私は、DB の経験もなく、知識もまだまだ不十分ですが、日々研鑽を続けて、少しでも DB のメンバーとして役に立てる機会があればと願っております。

Adjudicatorとしての抱負

前田榮造

アジュディケーター 税所陽一

私が30有余年前に初めて香港で海外工事に携わり、英国人による建設工事のマネジメントを目の当たりにしたとき、我々日本人のやり方と大きく異なっていることに驚きました。それは当時、請負者として20人余の日本人で管理していた我々の現場の隣工区を英国業者の手により僅か4、5名の英国人で工事管理をしていたのです。更に驚いたのは、彼らは発注者相手に堂々と権利を主張し、議論を交わしていたことであります。そして我々の工事が大きな赤字で苦しんでいるときに彼らは、請負額を大きく増やし、利益を確保しておりました。その違いは一体なんなのかという疑問が頭から離れませんでした。次第にそれが管理手法の違いであり、彼らのマネジメントというのは、個人の責任と権限を明確にした上でその役割の機能がきちんと果たされよう個人に責任を厳格に追及して成果を求めて行くという方法であることが理解され始めました。そして彼らは自己の組織外の発注者に対してさえも同様に責任を追及し、自己の権利を確保していたのです。その発注者と請負者の責任と権利というものが全て契約書に明記されており、それを基礎に自己の権利を論理的に主張すること、そのために契約管理が工事の成否に重要なキーポイントであることが認識されました。その認識以来、契約とは何か、契約管理とはどのようなものかを問い続け勉強をしてきました。

しかし、日本の会社の内部では発注者と議論したり、自己の権利の追及で対立するようなことはすべきではないという考え方も一方に根強く残っておりました。日本的に発注者の言うことをよく聞いて、満足してもらえる仕

事をすれば、後でお金の面倒は見てくれるというものです。従い、当時契約管理の必要性がほとんど理解されず、工事事務所で契約書を読んでいると現場に行かないで何をやっているか白い目で見られるような雰囲気が事務所内にありました。

それが今回、JICAのFIDIC MDB 調和化版の採用に伴う、FIDIC本部講師によるAdjudicatorの教育研修に参加し、試験に合格してAdjudicatorの資格を得たことから何十年とかけて勉強し実践してきたことが一つの権威ある資格として日本でも社会的に認められたように感じられました。今回が第一回の養成研修と登録ということですが、このAJCE登録のAdjudicatorが広く海外のプロジェクトで雇用され、実績を重ねることができれば、建設業の一つの必要不可欠な分野として海外のみならず国内でも認められるようになるのではないかと期待されるのであります。国内でも近年、建設業に於いて中立的なエンジニアや公平・中立な第三者という役割の必要性が認識され始めているようです。それを更に発展させるには、この分野を一つのインダストリーとして成立させ存続させることが不可欠と考えております。そのためには登録されたAdjudicatorが実績を重ね、膨大な費用のかかる裁判や仲裁と較べて、安価でまた双方の満足度の高いしくみとして広く認識されるよう努力することが必要であると考えております。そして今回、私がその小さな一角を占めることができること大変誇りに思うと同時に後に続く世代への責任の重さも感じているしだいでもあります。